

議会運営委員会

平成24年4月25日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○木澤 正男	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小野委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に中川委員、小野委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますが、先日、町のほうより、5月11日に予定をしておりました5月臨時会を招集するのに必要な議案がないということで連絡をいただきましたので、この対応についてご協議いただきたく、急きよ、議会運営委員会を開催させていただきました。

委員皆様には、ご了承いただきたくと思います。

それでは、協議事項（1）平成24年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

総務部長に出席をいただいておりますので、まず、報告をお願いいたします。 西本総務部長。

総務部長

今、委員長の方からご報告をいただきましたが、この5月11日開催予定の臨時議会の付議予定議案についてでございますが、今回、町から臨時議会に付議すべき議案につきましては、今日まで検討を重ねてまいりましたが、今のところ必要な議案が特にない状況でございます。

なお地方自治法第179条第1項による、町長専決処分につきましては、3月下旬に5件を行っており、3月議会以降の次の議会で報告を行い、ご承認を求めたいと、このように考えておりますが、5月11日開催の臨時議会の付議予定議案について、現在のところは特にないという状況でございますので、そのご報告をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

委員長 ただいま、総務部長から報告を受けましたが、質疑・ご意見につきましては、のちほどお受けいたしますので、引き続いて、臨時会の招集に関して事務局長より説明を受けることといたします。藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、私のほうから臨時会の招集につきまして、ご説明をさせていただきます。

臨時会の招集につきましては、町長がこれを召集するわけでございますけれども、町長は、必要がある場合において、その事件に限りこれを召集することになっております。ただ今、総務部長から報告がありましたように、臨時会を召集するに必要な議案がないということでございますので、この手続きがとれないということでございます。

また、この他の方法として、議会側から臨時会召集の請求をすることができるようになっており、これには2つの方法がございます。

ひとつは、議長は、議会運営委員会の議決を経て、町長に対し、会議に付議すべき事件を示して請求する方法と、議員の定数の4分の1以上の者が、町長に対して、会議に付議すべき事件を示して請求する、この2通りがございます。しかし、今回、議会としてしなければならない事件というのは、この5月で任期満了となります各常任委員会及び議会運営委員会委員の改選だけでございます。この委員会委員の改選については、地方自治法で、閉会中においては、議長が条例で定めるところにより、委員を選任することができるかと規定をされており、斑鳩町議会委員会条例において、閉会中においては、議長が指名することができるとなっております。したがって、委員会委員の選任については、閉会中においても選任をすることができますので、会議に付議すべき事件、すなわち臨時会を開く必要のある事件にはあらず、現状では、臨時会を開催することができないと、こういう状況となっております。

そのような状況でございますので、今回の委員会委員の改選につきましては、委員会条例第7条第1項但し書きの規定、「閉会中においては、議長が指名することができる」という規定にもとづき、今回については、臨時会を開催せずに、委員会委員の改選をすることもやむを得ないのではないかと、事務局といたしましては考えているところでござい

す。以上です。

委員長 報告、説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑・ご意見をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 今までやったら、臨時会開催して、本会議場で各正副委員長、各委員を本会議場で理事者側に対して報告しましたやろ、あの報告する義務は、あれは何でしてるんやろ。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 報告する義務ということではなくて、例えば会議が開かれているときであれば、会議に諮り、議長が指名をすると、こういう形になってますので、その手続きを踏んでいるということでございます。

中川委員 そうして必ず本会議場で報告しなければならないというような規定もないのやったら、いつもいつも5月の臨時議会って、議員の改選のために臨時議会開いてもらっているようなもんですやん。今回ないって言うてくられてはるさかい、全協やったら全協で、議長の指名という形になっていくのやろうけど、これ、今後5月臨時議会ということ、定めやんでええのかな、今日のことには関係ないけど、行政側からどうしてもこの議案ありまんねんと、提出したい議案ありまんねんということだったら開いたらええやろうけど、もう委員会の改選するだけやったら、もうこれから全協でええのかな、と私は思います。今回は全協で、議長の指名で、してもらったらどうかなと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 中川委員が今おっしゃっていることでね、報告義務はないとしてもね、やはり委員会を構成している議員のメンバーというのは、あとで理事側に知らせてほしいなど、当然それは事務局としてもやってもらえるもんやと

思いますけど。本会議場で発表してたら理事者側にも皆わかるということになりますねけど、今回は自治法の関連とそれから委員会条例の第7条の第1項、但し書きを適用するというので、これはこれで結構やと思いますけども、全協を開いて決定したことは、必ず理事者側に、いつも報告しているような形でね、出してもらいたいなど、そのように思います。

それと、中川委員が後半なんかちょっとおっしゃってたのは、決めつけることはできないかなど、何かがある場合もあるし、それから、今まで委員会の任期満了に伴う改選、そのことによって、専決処分という考え方は、今の総務部長のが正しいのかなと思うんやけど、専決処分でも出してきて、これは直近の会議で審議するという事になっているから、それをうまく適用して開くという形をとってきたんやけど、これは逆やからね、本来は直近の会議で諮るということになってくるから、今回、それが普通の形でとられたということで、それも了としておくべきやし、いいことやと思います。他の時には、一応、斑鳩の町議会は、議長と副議長2年という申し合わせでやっておりますので、議長が欠けた場合ということになりますので、これは会議にかけなければいけないので、そういう事態が起きた時は、やはり議長請求で本会議を開かなければいけないと、それは思うんです。それがなかったら別に開く必要がない、そういうことで解釈していったらいいのかなと思います。そういうことですね、扱いとしては。それで別に自治法にどうのこうのないと思うねんけど。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 今、小野委員さんおっしゃいますように、例をあげますと来年でございませぬ、来年の5月については議長の紳士協定によって辞任をしていただくと、そういう際に、もし、町から議案がなければ、今、小野委員さんがおっしゃいましたように、議長から、請求を、町に対して、臨時会の招集の請求をすることができるということでございます。

委員長 今、中川委員、小野委員のほうからも意見出てますけども、来年、2年で議長の交代ありますよって、改選もありますよってに、それ以外のもの

については、町からの提出議案がない場合は、今言っているような形で、全員協議会で処理していく、処理していくというたらおかしいかもしれないですけど、そういうふうな方法をとっていくという形で、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そしたら、今、議題となっております、この臨時会の開催については、先ほど総務部長、また局長からも説明がありましたように、臨時会は開催せずに、全協で対応するということでまとめさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、5月11日に開催を予定しておりました臨時会については、開催することができませんので、この日に、全員協議会を開催し、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、5月11日に全員協議会を開催していただき、各委員会委員の改選をしていただきたいと思います。

なお、5月2日の議会運営委員会は、招集通知をすでにさしあげておりますが、開催しないことも合わせてご確認をいただきたいと思います。

この後、全員協議会において、学習会の終了後に、委員長報告をさせていただきますまして、議員皆様のご了解を得たいと思いますので、議長には、よろしく願いをいたします。

他に、総務部長のほうから報告等しておくことはございますか。

西本総務部長。

総務部長

1点だけございます。先週の4月20日に環境省のほうで、平成24年度のクールビズの報道がございました。この内容につきましては、クールビズは今年も節電の取り組みが必要なために、従来、6月から9月のクールビズ期間の開始を1ヶ月前倒しとし、5月1日スタート、また終了日も1か月延長して10月31日終了することとしましたという報道がございました。これを受けまして、斑鳩町といたしましても、この趣旨に基づき、今年の5月1日から10月31日までをクールビズを行う期間として取り扱いたいと、このように考えております。つきましては、議長様の方に文書の連絡はさせていただいておりませんが、あらかじめクールビズの取り扱いについて、よろしくお取り計らい、また、お願いしたいと思いますので、ご報告をさせていただきます。

委員長

ただ今、町の夏のエコスタイルの実施について報告がございましたが、昨年6月の議会運営員会で、議会のエコスタイルの実施につきましては、議会運営委員会に諮らずに、議長において判断され実施していただくという取りまとめをしておりますので、議長にはよろしくお願いいたします。

それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時14分 休憩)

(午前9時15分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。委員さんのほうから何かございますでしょうか。

(な し)

委員長

議長の方から何か報告等ございますか。

(な し)

委員長

他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前9時15分閉会)